千葉市国民健康保険運営協議会における 会長及び会長代理の選任について

委員改選後、初回の協議会となることから、国民健康保険法施行令第5条及び 千葉市国民健康保険条例施行規則第7条の規定に基づき、会長及び会長代理の 選任を行います。

(参考)

【国民健康保険法施行令(抜粋)】

(会長)

第5条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

【千葉市国民健康保険条例施行規則(抜粋)】

(会長)

第7条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

規定では「公益を代表する委員」のうちから選任するとされているため、候補 者は次項に記載されている委員5名となります。

しかし、今回の開催が書面開催であることを考慮し、事務局より選任案とその理由を下記のとおり挙げさせていただきました。なお、<u>事務局の案については、</u> <u>委員の皆様のご意見を制約するものではありません</u>ので、他のご意見等がございましたら回答票に記入をお願いいたします。

<事務局案>

【会 長】 渋谷 哲 委員(淑徳大学総合福祉学部教授)

(理由) 社会福祉が専門であることから、国民健康保険等の社会保障制度に深く精通しているとともに、平成28年度の委員就任時より、2期に渡り会長を務められ、協議会を円滑に開催された実績を有することから、適任であると考えております。

【会長代理】 岡﨑 修 委員(千葉県国民健康保険団体連合会事務局長)

(理由) 国民健康保険の安定的な実施に関する様々な事業に積極的に取り 組んでいる千葉県国民健康保険団体連合会の事務局長を務め、国民 健康保険の仕組みについて熟知していることから、適任であると 考えております。

(裏面に続きます)

公益代表委員一覧

氏名	性別	職名等	就任年月日	備考
佐久間 正敏	男	千葉商工会議所常務理事	R2. 6.20	再任
岡﨑 修	男	千葉県国民健康保険団体 連合会事務局長	R2. 4. 1	再任【前期会長代理】
渡邊 茂	男	千葉市保健医療事業団 常務理事兼事務局長	R3. 12. 10	新任
渋谷 哲	男	淑徳大学総合福祉学部 教授	H28. 7. 1	再任【前期会長】
佐藤 健太郎	男	千葉大学大学院社会科学 研究院准教授	H28. 7. 1	再任